

令和2年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年6月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年6月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年6月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年6月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年6月25日 14時49分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 15名 欠席 3名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	▲	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	▲	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	▲
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 9番	菊田健生	議席番号 11番	藤村優三
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号3番小山田和義委員、4番高橋正志委員、16番松村勝彦委員がそれぞれ所要のため欠席です。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、9番 菊田健生 委員、11番 藤村勇三 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和2年度八幡平市農業委員会第3回総会の会期についてお諮りいたします。

第3回総会の会期は令和2年6月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和2年度第3回総会の会期は、令和2年6月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第3回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに7項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年6月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。地域農業マスタープラン（人・農地プラン）実質化の取り組み状況についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、次のページの左上、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、7月10日（金）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第3回総会についてとなります。本日の第3回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。6月以降に開催する地区調査会の持ち方についてとなります。内容について協議を行い、記載のとおり決定されましたが、改めて本日の第3回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

4項目め。令和2年度農地パトロールの実施についてとなります。内容について協議を行い、事務局案のとおり決定されましたが、改めて第3回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。6ページとなります。

5項目め。各地区調査会における「農地の日」の実践活動に代わる取り組みについてとなります。内容について協議を行い、7ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、第3回農業委員会議で今日現在における各地区調査会の取り組み状況について、事務局より情報の提供を行う事としております。

6項目め。各地区調査会における全国農業新聞普及活動の取り組みについてとなります。内容について協議を行い、8ページの中ほどに記載したとおり、今後は地区調査会において農業新聞購読の推進体制について協議を行うことと、地区長対応により地区内の農業者を対象に購読の普及活動を進めることで決定されました。

7項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。内容について協議を行ったところ、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が見通せない状況の中での協議は時期尚早との意見が出され、9ページの中ほどに記載したとおり実施に関する協議は8月に行うこととし、協議の前段階である情報提供に留め方針は決定しないことで決定されました。

続きまして、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等は無く事務局から1件の事務連絡及び、1件の情報提供を行いました。その他の内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第3回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年6月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第3回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、会議資料の10ページをご覧ください。

令和2年5月25日から令和2年6月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から9) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

続きまして、10) について、農地法第4条許可申請の取下げ願いがありました。

こちらは、令和2年5月25日開催の第2回総会において、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご協議頂きました案件で同一事業となります。

申請者より令和2年6月11日付けで申請の取下げ願いが提出されており、県知事の許可前であることから、これを受理いたしました。内容については会議資料11ページのとおりであります。

事業内容に変更が生じたためであります。

11) 番にて、その事業内容を変更した農地転用制限の例外に該当する届出を令和2年6月11日付けで申請しております。農地転用制限の例外に該当する200㎡未満の農業用施設建設の申請のため、これを受理しました。なお、現地確認についても次に紹介する総会案件に係る現地調査の分と一緒に調査してきております。

次に、12) 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は6月15日の月曜日でございます。25件の現地調査を行いました。当日の調査委員は10番委員 中村一彦委員、12番委員 立柳優 委員、15番委員 藤原純子 委員、16番委員 松村勝彦 委員の4名でございます。また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 12 件となっております。

申請番号 1、田頭第 1 地割 82、田、1,152 m²を含む 10 筆、11,539 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、田頭第 12 地割 24、田、789 m²を含む 6 筆、6,968 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。申請番号 1 番と 2 番ですが、譲受側は、新規就農で、農作業従事者は 1 人、年間従事日数は 150 日、主な機械の所有状況は「トラクター、耕運機、田植機、トラック各 1 台ずつ」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また、権利設定する農地面積は、18,507 m²ですので、下限面積要件も満たされています。

申請番号 3、野駄第 8 地割 213、田、981 m²を含む 8 筆、6,126 m²です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで親子間の使用貸借で、水稻とリンドウを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことでした。譲受側は、新規就農で、農作業従事者は 1 人、年間従事日数は 250 日、主な機械の所有状況は「トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラック各 1 台ずつ」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また、権利設定する農地面積は、6,126 m²ですので、下限面積要件も満たされています。

申請番号 4、松尾寄木第 2 地割 17-1、畑、1,476 m²を含む 13 筆、17,584 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで、譲受人が野菜と牧草を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、杉沢 8、畑、4,993 m²を含む 15 筆、44,193 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで、田は水稻とリンドウを作付し、畑は自己保全管理をしていた農地です。権利設定後は、全て そばを作付予定とのことです。

申請番号6、大更第22地割215、田、861㎡を含む2筆、1,620㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで別の農業者との使用貸借で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7、田頭第1地割46、田、3,759㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後は、水稻を作付予定とのことです。

申請番号8、大更第19地割160、畑、290㎡を含む3筆、2,643㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、牧草と野菜を作付予定とのことです。

申請番号9、平笠第8地割87-5、田、98㎡を含む4筆、6,799㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号10、平館第32地割59、田、2,615㎡を含む2筆5,119㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻とリンドウを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号11、野駄第7地割230-4、田、471㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号12、松尾寄木第30地割110-2、畑、20㎡を含む10筆、14,346㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻と牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については5～7ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員に願います。

12番（立柳委員）

12番 立柳優です。

申請番号1番と2番ですが、関連がありますので、一括して説明します。位置は、西根中学校を中心に約1.2km以内に点在し、また寄木小学校から東に約1.2kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、松尾中学校から北東へ約1.2km以内に点在しております。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、親子間の使用貸借で水稻とリンドウを作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約1.6km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が野菜と牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、田山支所から北東に約4.5km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲とリンドウを作付し、一部自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、西根中学校から南へ約1kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との使用貸借で水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に、作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、西根ICから北へ約1.2kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後は、水稲を作付予定とのことです。

申請番号8番ですが、位置は、大更小学校を中心に約200m以内に点在しております。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、牧草と野菜を作付予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約600m以内に点在しております。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号10番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北東に約600mの地点です。売買による所有権移転です。申請地は譲受人が、水稲とリンドウを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号11番ですが、位置は、松尾中学校から北に約350mの地点です。売買による所有権移転です。申請地は譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号12番ですが、位置は、寄木小学校から南東に約700mの地点と柏台小学校を中心に約600m以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地は譲渡人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は1件となります。

申請番号1、大更第48地割158-11、畑、117㎡です。転用の目的は、駐車場の敷設です。内容は、駐車場が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、既存施設が244.58㎡に対し、申請面積が117㎡であることから例外規定の既存事業の拡張に該当しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 藤原純子 委員にお願いします。

15番（藤原委員）

15番の藤原純子です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から東へ約1kmの地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。自宅の駐車場が不足しており、増設する必要があるため、自宅に隣接する当該申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存施設の拡張に該当することが確認されております。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の11ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1、平笠第19地割3-3、畑、4㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による井戸の設置となっております。内容は、井戸が計画されております。

申請番号2、平笠第19地割3-1、畑、1,749㎡です。こちらは申請番号1に関連する申請となります。転用の目的は使用貸借権設定による給水管の埋設で2ヵ月間の一時転用となっております。内容は、給水管の埋設が計画されております。

申請番号3、大更第33地割191-5、田、1,989㎡です。転用の目的は、使用貸借権設定による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場、駐車場が計画されております。

申請番号4、野駄第7地割230-1、田、500㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号5、大更第1地割264-1、畑、1,629㎡です。転用の目的は、売買による太陽光発電設備の設置となっております。内容は、太陽光発電設備が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施設等に該当することが確認されております。申請番号2ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。申請番号3につきましては、申請地から半径600m以内にJR大更駅があり、かつその範囲の宅地率が40%を超えているため第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。申請番号4につきましては、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。申請番号5は、300m以内に西根インターチェンジがある農地で第3種農地と判断されます。例外規定ですが、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 藤原純子 委員にお願いします。

15番（藤原委員）

15番の藤原純子です。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約1.7kmの地点です。転用の目的は、賃貸借による井戸の設置です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、水を必要とする鶏肉加工場に近く、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、農業用施設等に該当することを確認いたしました。

申請番号2番ですが、こちらは先ほどの申請番号1番、井戸の設置に関連するものです。位置は、平笠小学校から南西へ約1.7kmの地点です。転用の目的は、給水管の埋設で、2ヶ月間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。給水管埋設後は、畑に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用は許可が認められております。

申請番号3番ですが、位置はJR大更駅から東へ約570mの地点です。転用の目的は、使用貸借による資材置場と駐車場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、従業員の駐車スペースと資材置場が不足しているため土地を探していたところ、親族が所有している田が会社の近くにあり、親族より了解が得られたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号4番ですが、松尾中学校から北東へ約300mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、道路事情が良く、申請人の親戚が所有する土地で、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、

集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号5番ですが、位置は、西根インターチェンジから北西へ約250mの地点です。転用の目的は、売買による太陽光発電装置の設置です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、事業実施適地であり、地権者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m以内に駅・役場等の公共施設がある農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれ農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをお開きください。今月の申請は5件になります。関係資料5ページにありま

す申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。

申請番号1、田頭第1地割25-2、畑、4,925㎡です。現況は、骨材置場として利用されており、雑種地化しておりました。

申請番号2、松尾第4地割198-6、畑、47㎡です。現況は、建物敷地の一部として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号3、野駄第7地割230-3、田、25㎡です。現況は、コンクリート擁壁が設置されており、宅地化しておりました。

申請番号4、柏台三丁目34-2、畑、560㎡を含む6筆3,164㎡です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請番号5、和屋敷道ノ下8-1、畑、1,478㎡です。現況は、倉庫兼作業所や車庫などが建設されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 藤原純子 委員にお願いします。

15番（藤原委員）

15番の藤原純子です。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から南東へ約600mの地点です。現況は、建設骨材の置場として使用されており、雑種地化しておりました。申請地は、申請人の亡くなった父親が骨材置場として貸し付けたもので、平成12年頃より雑種地化してしまったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から南西へ約600mの地点です。現況は、建物敷地への通路として利用されており、宅地化しておりました。申請地は、耕作に向かない土地で、公道に出るために都合の良いため昭和47年頃より宅地と一体的に利用されていたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、松尾中学校から北東へ約300mの地点です。現況は、コンクリート擁壁が設置され宅地化しておりました。申請地は、昭和63年頃に自宅を建設した際に、境界を間違えてコンクリート擁壁を設置してしまったとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、柏台小学校から南西へ約550mから800mの地点に点在しています。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、農業機械が入れず不耕作となり、昭和60年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号5番ですが、位置はJR田山駅から北西へ約800mの地点です。現況は、自宅敷地と一体的に宅地として利用されておりました。申請地は、昭和52年頃、養蜂業を営んでいた申請人の父親が車庫や倉庫兼作業所を建設し、現在に至ったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。令和2年6月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は1件ございます。

農業用施設用地への用途変更申請となっております。

関係資料の5ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。申請番号1、松尾第5地割1105-1、畑、3,209㎡を含む4筆4,992㎡です。転用の目的は、牛舎の新築、既存牛舎の増築、ロール置場、作業広場、作業機械置場が計画されております。農用地から農業用施設用地への変更です。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 藤原純子 委員にお願いします。

15 番（藤原委員）

15 番の藤原純子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから北西へ約 1 k m の地点です。農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、牛舎の新築、既存牛舎の増築、ロール置場・作業広場・作業機械置場の敷設をするものです。現況は、田及び畑として自己保全管理されておりました。農振変更後の申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振変更はやむを得ないと判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 5 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の18ページをご覧ください。今月の申請は、17件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、田頭第18地割26-1、田、2,545㎡です。

申請番号2、野駄第6地割18-1、畑、3,985㎡を含む9筆7,329㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号3、滝沢9-1、田、2,854㎡です。

申請番号4、松尾第18地割78-1、田、738㎡を含む8筆5,198㎡です。

次に、所有権の移転です。

申請番号5、平笠第22地割48-1、畑、2,831㎡です。

申請番号6、帷子第7地割28-18、畑、7,990㎡です。

申請番号7、野駄第8地割348、田、546㎡を含む13筆17,716㎡です。

次に、中間管理機構へ賃貸借権の設定です。

申請番号8、大更第27地割2-9、田、297㎡を含む18筆33,631㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号9、田頭第25地割74、田、1,913㎡を含む3筆4,399㎡です。

申請番号10、平館第11地割40、田、630㎡を含む6筆3,011㎡です。

申請番号11、帷子第15地割382、田、204㎡を含む3筆3,464㎡です。

申請番号12、野駄第18地割233、田、1,092㎡です。

申請番号13、松尾寄木第36地割116-2、田、314㎡を含む2筆926㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、中間管理機構へ使用貸借権の設定です。

申請番号14、平館第30地割98、田、1,160㎡を含む5筆4,235㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号15、荒木田第3地割122、田、1,441㎡を含む3筆2,114㎡です。

申請番号16、荒木田第6地割260、田、2,759㎡です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号17、大更第10地割328、田、2,647㎡を含む15筆31,898㎡です。

申請地の明細については21ページから23ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 7 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第 7 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案 26 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 8 件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地及び農用地利用集積計画の内容変更申出のあった農地です。

申請番号 1、野駄第 18 地割 233、田、1,092 m²です。

申請番号 2、荒木田第 3 地割 122、田、1,441 m²を含む 4 筆、4,873 m²です。

申請番号 3、帷子第 15 地割 382、田、204 m²を含む 6 筆、8,046 m²です。

申請番号 4、平館第 30 地割 98、田、1,160 m²を含む 5 筆、4,235 m²です。

申請番号 5、平館第 11 地割 40、田、630 m²を含む 6 筆、3,011 m²です。

申請番号 6、大更第 27 地割 2-9、田、297 m²を含む 18 筆、33,631 m²です。

申請番号 7、松尾寄木第 36 地割 116-2、田、314 m²を含む 2 筆、926 m²です。

申請番号 8、田頭第 25 地割 74、田、1,913 m²を含む 3 筆、4,399 m²です。

なお、申請番号 3 については、一部再配分となりますので、前権利設定の残期間となることを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号2番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号10番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(10番 中村一彦 委員 退席確認)

議長(山本会長)

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号10番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(10番 中村一彦 委員 着席確認)

次に、申請番号3番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号7番 熊澤 威人 委員の退席を求めます。

(7番 熊澤威人 委員 退席確認)

議長(山本会長)

これより、申請番号3番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号7番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(7番 熊澤威人 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号2番と3番を除く議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番と3番を除く議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号2番と3番を除く議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『令和元年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』

議長 (山本会長)

次に、議案第8号『令和元年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花補佐）

総会資料の13ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

こちらは、国の「農業委員会の適正な事務実施について（H21.1.23付）」の通達の下、定められた様式で全国的に統一した様式で行っているものであります。

次に、今までの経緯をご説明します。令和2年3月25日の令和元年度第12回農業委員会議において審議・決定を受け、翌月である4月24日の第1回委員合同会議において農業委員・推進委員の皆様へ「別紙様式1・別紙様式2」の内容について説明を行い、本日の第3回総会に提出を行うものです。

14ページをお開き願います。こちらにつきましては、令和元年度第12回農業委員会議におきまして案として決定をいただき、4月15日から5月15日までの30日間、農業者等からの意見を募集したところ、この件に関する意見は無かったものです。それを踏まえ作成した内容についてご説明いたします。

15ページから22ページにつきましては、令和元年度第12回農業委員会議におきまして決定された案のとおりとなっております。

15ページをお開き願います。「Ⅰ 農業委員会の状況」といたしまして、1から2につきましては、決定された案のとおりとなっております。

16ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、1から4につきましては農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

17ページをお願いします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、1から4につきましては農業者からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

18ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」といたしまして、1から4につきましては農業者等からの意見が無かったことから決定された案のとおりとさせていただきます。

19ページをお願いします。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」といたしまして、1から3につきましては農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

20ページをお願いします。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」といたしまして、1から次ページの4につきましては決定された案のとおりとなっております。

22ページをお願いします。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」といたしまして、16ページから21ページの内容に関して意見があった場合に記載するページとなっております。地域の農業者等から意見が無かったことからすべての項目を「なし」として記載させていただきました。

続きまして、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」といたしまして、1から3につきましては、決定された案のとおりとなっております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『令和元年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（山本会長）

次に、議案第9号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花補佐）

総会資料の23ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

24ページをお開き願います。こちらは、令和2年5月25日の第2回農業委員会議におきまして案として決定をいただき、それを踏まえ作成した内容についてご説明いたします。

25ページをお開き願います。Iの基本方針でございます。令和元年度の基本方針と大きな変更はございません。

26ページをお願いします。実施計画になります。1の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成30年9月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。続きまして2の研修、3の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

27ページをお願いします。4の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、（1）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

続きまして、(2) 促進事務につきましては、27 ページから 29 ページに亘り①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和元年度の確定数値及び令和2年度の目標数値が掲載されております。

30 ページをお願いします。続きまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。こちらにつきましても令和元年度活動点検・評価と同じように、令和元年度第12回農業委員会議におきまして案として決定をいただき、4月15日から5月15日までの30日間、地域の農業者等から意見を求めたものでございます。同様に農業者等からの意見は有りませんでした。

31 ページをお願いします。「Ⅰ 農業委員会の状況」といたしまして、1から2につきましては、決定された案のとおりとなっております。

32 ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、2の令和2年度の目標及び活動計画でございます。目標としては、集積面積を5,071ha、管内の農地面積の55%の集積を目標とする設定となります。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

続きまして、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、2の令和2年度の目標及び活動計画でございます。参入目標数を2経営体、参入目標面積を2.0haとする設定となります。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

33 ページをお願いします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」といたしまして、2の令和2年度の目標及び活動計画でございます。目標としては、遊休農地の解消面積を8.0ha、昨年度の実績から実現可能な面積を目標とする設定となります。農業者等からの意見は無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

続いて、「Ⅴ 違反転用の適正な対応」といたしまして、2の令和2年度の活動計画に対する農業者等からの意見が無かったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

なお、今後の流れですが、本日の総会で決定をされました後に、今月中に全国農業会議所ホームページで結果の公表が行われ、同じく今月中に県をとおして東北農政局に報告となることを申し添えます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第9号『令和2年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時49分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年7月22日

会 長 _____

9 番 委 員 _____

11 番 委 員 _____

令和2年度 第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年6月25日（木）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第3回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 議案第8号 令和元年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
- 議案第9号 令和2年度八幡平市農業委員会活動計画について

6 閉 会